

学校経営のポイント

“栄養教諭創設”の答申と“食指導の充実”

若井 彌一

1月20日、中央教育審議会（「中教審」と略称）が、栄養教諭の創設が必要であるとする答申を河村建夫文部科学大臣に行った。

文科省では、この答申を受けて学校教育法の一部改正などを内容とする法案を今次の国会に提出し、平成17（2005）年4月から施行したい意向であるという（1月21日各紙報道による）。

中教審が「栄養教諭」創設を答申

答申では、食生活をとりまく環境の変化で、偏った栄養摂取、肥満傾向の増大、誤ったダイエットによる過度の痩身、朝食欠食などの問題が子どもの間に広まっている現状を指摘し、小・中学校で望ましい食習慣を指導する栄養教諭の創設が必要であると提言している。

栄養教諭の創設を促す構想は、すでに昨年の「中間報告」（9月10日）で示されていたものであり、栄養教諭の創設に向けて教育職員免許法および同法施行規則に基づく履修科目等の要件の検討が行われ、今回の答申となったものである。

現行の学校給食法では、「義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」（学校栄養職員）について、栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有するものでなければならない、と定めている（第5条の3）。

これらの学校栄養職員については、3年程度の在職期間があることと、「教育心理」など一定の単位を取得することにより、新たに設けられる栄養教諭の免許状が授与されることが構想されている。

基本的には、無理のない妥当な提言であるが、狭く心理関連科目に限定せずに、「教育の理念・歴史・

思想」「教職の意識と教員の役割」「教育（関係）法規」（より包括的には、教育に関する社会的・制度的・経営的事項）、「教育課程の意義および編成の方法」などについては、履修を条件づけることが必要と思われる。

「教諭」と名のつく以上、これらの事項や具体化された科目についての最低限の教養は必須である。

法案が通らないうちに、栄養教諭が創設されたかのごとき話を展開するのはいかなるものかという気もするが、栄養教諭の創設については、これまで表立った反対意見がみられないことから、ほぼ確実に実現すると見込まれる。

期待される“食指導充実”の取組み

養護教諭（学校教育法第28条第7項）に次いで、独立した教諭職（障害児教育担当教諭を除く）としては2番目のものであり、養護教諭の創設（昭和24年）以来、55年ぶりの新設教諭となる。

ふり返ってみれば、学校給食法（昭和29年6月3日公布、法律第160号）が、学校給食について「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」であるとして、その普及充実に努めることを目的として制定された当時と今日とでは、児童・生徒および国民の日常の食生活は大きく変化している。一言で表現すれば「空腹から飽食へ」ということになる。

それだけに、学校給食の目標（同法第2条）を効果的に達成することは困難な課題でもあるのだが、今回の中教審の提言を契機として、各学校における食に関する指導のいっそうの充実に向けて、点検と改善を進めていただきたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

...本紙は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内●

緊急出版！ 1月31日刊行予定 予約申込み受付中

教育開発研究所刊

文科省通知（12/26）に基づく改訂のポイントを徹底解説 / B5判 240頁・定価 2500円

『改訂学習指導要領 全文と要点解説』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）